

家族信託・民事信託

信託契約のメンテナンスについて

弁護士法人 Y&P 法律事務所

Y&P Legal Professional Corporation



担当: 田中 康敦

Webinarにご参加いただいた皆様へ

本日はWebinarにご参加いただき、誠にありがとうございました。

Webinarに参加頂いた方への特典といたしまして、信託契約をメンテナンスするための視点をご紹介します。Webinarのご参加者の中には、これから信託契約を検討される方も多く、メンテナンスについての情報提供は多くできません。しかし、信託契約のメンテナンスは重要なことであること認識しております。

本資料をご覧になって、信託契約のメンテナンスについて、ご不安な点や興味をお持ちになった方は、もう一つの特典である無料相談をご利用ください。

* 本資料を権利者の許可なく複製、転用、販売などの二次利用することを固く禁じます。
本資料に係る著作権は、弁護士法人Y&P法律事務所が保有します。

ご自身の家族信託・民事信託を組成するにあたっては、専門家との打ち合わせなど、十分な検討が行われているかと存じます。しかし、民事信託が広く使われるようになって、年数が浅いこともあり、実務上の取り扱いや法律学の解釈としても安定していない部分がございます。そのため、信託組成後、一定のタイミングで、裁判例や最新の研究の結果を踏まえて、信託契約の見直しを行うことが望ましいと考えています。

また、信託契約の見直しを行うに当たっては、受託者が滞りなく信託事務を処理しているかといった信託の運用の観点からも振り返って頂ければと思います。信託契約内のルールが適切に守られているか、受託者の報酬が適切であったかどうかなどについても、振り返る機会にして頂ければ幸いです。

次ページ以降では、信託契約のメンテナンスのポイントをご紹介します。

新情報のキャッチ アップ

- 裁判例情報
- 法改正
- 実務上の取り扱いの変化

税務視点の 再確認

- 信託組成時の税務論点の見落とし
- 法改正

運用上の 振り返り

- 受託者の信託事務の振り返り



必要に応じて、**信託の変更**を行い、不都合な契約条項を修正。

新情報の キャッチアップ

- 裁判例情報
- 法改正
- 実務上の取り扱いの変化

平成30年以前に信託契約を締結された方



信託締結後に**重要な裁判例**がある。
東京地裁平成30年9月12日 遺留分
東京地裁平成31年1月15日 委託者からの解約

自宅に受益者連続型信託を設定された方



改正相続法(平成31年7月施行)により、配偶者居住権を利用できるようになった。

上場株式の信託を検討していた方



過去は、証券会社にて信託口の開設ができず、上場株式は信託できない財産であった。しかし近年、信託口の開設できる証券会社が増えている。

税務視点の 再確認

- 信託組成時の税務論点の見落とし
- 法改正

税務論点の再確認



特定委託者、法人課税信託、信託終了時の登録免許税、信託終了時の課税確認、遺産分割型の残余財産給付の場合の条項…

法改正



改正相続法(平成31年7月施行)により、配偶者居住権を利用できるようになった。

運用上の 振り返り

• 受託者の信託事務の振り返り

受託者の信託事務の 振り返り



- ・計算書類など信託の運用において必要となる書類を作成しているか？
- ・受託者が報告すべき事項を報告しているか？
- ・受益者への給付が滞りなく行われているか？
- ・受託者への報酬は適正額であるか？

名称	役務提供内容
顧問契約	継続的に家族信託・民事信託に関する法律相談、受託者の書面作成サポートなど
信託契約のセカンドオピニオン	判例情報、信託条項のチェックリストを用いた信託契約の内容に関する法務審査など

信託条項のチェックリスト(サンプル)

(受託者の信託事務)

受託者は、以下の信託事務を行う。

- (1) 信託不動産を管理し、その他保存行為をすること。
- (2) …

- 信託目的に反する信託事務は存在しないか？
- 借入れや担保設定を信託事務とする場合、金融機関と事前の協議を行っているか？
- 委託者の既存の借入れを引き受け、信託財産から返済する場合、当該債務の取り扱い(重畳的債務引受、免責的債務引受)や信託財産の担保物権の処理等について、金融機関も含めて合意しているか？
- 受託者の利益相反について考慮したか？
- 利益相反を事前許可する場合、利益相反行為の特定はできているか？
- ……

弁護士法人 Y&P法律事務所の連絡先等

弁護士法人 Y&P法律事務所
Y&P Legal Professional Corporation

■ 法人名	弁護士法人 Y&P法律事務所
■ 人員数	弁護士 15名 (令和2年1月現在)
■ 事業内容	<ul style="list-style-type: none">・一般民事事件 相続関係(遺産分割協議、遺留分減殺請求、遺言作成、遺言執行、信託、国際相続等) 不動産関係(賃貸借、売買等) 各種相談対応(顧問弁護士)・会社関係 各種契約書の作成、会社支配権紛争、譲渡制限株式売買のサポート、組織再編・M&A、会社清算、国際取引業務、労務、各種相談対応(顧問弁護士)・税務争訟 税務調査対応、異議申立て、審査請求、税務訴訟
■ アクセス	<ul style="list-style-type: none">・JR東京駅 日本橋口より徒歩1分、または八重洲北口より徒歩3分・大手町駅 B7・B10出口より徒歩2分 (東京メトロ東西線・丸の内線・半蔵門線・千代田線／都営三田線)・日本橋駅 A3出口より徒歩3分 (東京メトロ銀座線・東西線／都営浅草線)・三越前駅 B2出口より徒歩5分 (東京メトロ半蔵門線)



弁護士法人 Y & P 法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館 8階(受付9階)
TEL:03-6212-1663 FAX:03-6212-1662
<https://www.y-p-law.or.jp/>

